令和2年10月1日からの変更

■請負契約の記載事項と見積条件の提示事項が追加されます(法第19条第1項)

(1)工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容の記載が必要となります。

■著しく短い工期とする請負契約の締結が禁止されます(法第19条の5)

- (1)建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請 負契約を締結することが禁止されます。
- (2)「建設工事を施工するために通常必要と認められる期間」とは、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会答申。)等を踏まえ公平公正で最適に設定された期間をいいます。

■工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供が必要となります(法第20条の2)

- (1)工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、契約を締結するまでに、その旨及び必要な情報を提供しなければなりません。
- (2)影響を及ぼす事象とは、以下の事象です。
 - ・地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
 - ・騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

■労務費相当分は現金で支払うよう適切な配慮が必要となります(法第24条の3第2項)

- (1)元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分について、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。
- (2)現金の範囲には、銀行振込等、現金と同様に扱われているものも含まれます。

■見積書に工程の細目の明示が必要となります(法第20条)

(1)建設工事の見積りを行うときには、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかするよう努めなければならないこととされます。

■帳簿の添付資料の電子化の範囲が拡大されます(規則第26条第7項)

- (1)書面による契約の場合であっても、当該契約書の写しを電子的な方法により保存することが可能となります。
- (2)以下の添付資料について、あらたに電子的な措置による保存が認められます。
- ・特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払額・支払年月日・支払手段を証する書面またはその写し
- ・施工体制台帳の以下に関する事項を記載した部分
 - ①監理技術者等の氏名及び有する資格 ②下請負人の商号・名称、許可番号
- ③下請負人の請け負った建設工事の内容及び工期 ④下請負人の主任技術者等の 氏名及び資格





※詳細内容について後日、パンフレットに反映してホームページに掲載します。